

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

39

規則

目次

第三条第一項中「並びに」の下に「都民安全総合対策本部長、スポーツ推進本部長、」を、「中央卸売市場長」の下に「、スタートアップ戦略推進本部長」を加える。
 第十一条の二第四項中「、書き損じ、汚損、破損」を削り、「人事異動等」を「人事異動、公印の改刻等」に改め、「ときは」の下に「速やかに、書き損じ、汚損又は破損により使用できなくなつたときは使用終了手続時に(公印管理者が求めたときにあつては、その発生の都度)」を加え、「速やかに」を削る。

別表第一四の部12の項用途の欄中「、スタートアップ・国際金融都市戦略室」を削り、「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改め、同項公印管理者の欄中「スタートアップ・国際金融都市戦略室」を戦略推進部戦略企画課長」を削り、同部12の2の項目途の欄中「住宅政策本部」を「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、住宅政策本部、スタートアップ戦略推進本部」に改め、同項公印管理者の欄中

〔住宅政策本部は住宅企画部総務課長〕を

〔都民安全総合対策本部は総合推進部総合推進課長
スポーツ推進本部はスポーツ総合推進部総務課長
住宅政策本部は住宅企画部総務課長
スタートアップ戦略推進本部は戦略推進部戦略企画課長〕を

の項中「専用東京都生活文化スポーツ局長印」を「専用東京都生活文化局長印」に、「生活文化スポーツ局私学部私学振興課長」を「生活文化局私学部私学振興課長」に改め、同表三十の十二の項の次に次のように加える。

規則

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

三十の十三 専用東京都女性相談支援センター所長印 50の19 同 同 女性相談支援センター多摩支所の承認書、依頼書、通知書及び証明書用

別表第一中

38の2

貸付金
東京都文化スポーツ局長
回収専用
を

38の2

貸付金
東京都文化長
回収専用

に、

50の19

東京都女性相談支援センター多摩支所
東京都女性相談支援センター所長
専用

に

別記第六号様式及び第七号様式を次のように改める。

東京都島しょ保健所 何出張所
東京都島しょ保健所長
専用

50の18

東京都島しょ保健所 何出張所
東京都島しょ保健所長
専用

東京都女性相談支援センター多摩支所
東京都女性相談支援センター所長
専用

に

公印管理者

公印
事前押印・刷り込み
所属
氏名
(公印省略)

殿

下記のとおり公印を

事前押印・刷り込み

するので申請します。

記

第6号様式(第11条の2、第11条の3関係)

文書記号・番号
年月日公印
事前押印
刷り込み
申請書保管責任者
所属
氏名

(公印省略)

申請する公印	印名	公印番号

文書の種類	文書の用途	公印番号
部数	部 事前押印・刷り込み 部を必要とする理由	

文書の種類	文書の用途	公印番号
部数	部 事前押印・刷り込み 部を必要とする理由	
事務処理を 委託する場合	1 受託者に刷り込みの発注を、 〔該当するもの〕 〔を丸で囲む。〕	〔行わせる。 行わせない。〕
	2 受託者に事前押印・刷り込みの文書を、 〔該当するもの〕 〔を丸で囲む。〕	〔保管させる。 保管させない。〕
	3 受託者に事前押印・刷り込みの文書を、 〔該当するもの〕 〔を丸で囲む。〕	〔交付させる。 交付させない。〕
刷り込みの場合の 新規・継続の別	刷り込みの場合の 本文の印刷の色	刷り込みの場合の 公印の色
備考		

(申請受付時:公印管理者処理用)

申請受付年月日	承認年月日	公印管理者 事前押印・刷り込み
---------	-------	--------------------

(日本産業規格A4番)

第7号様式（第11条の2、第11条の3関係）

公印	事前押印	文書等処理簿
保管責任者	刷り込み	
印 名	文書の種類	
事前押印・部数	公印番号	
刷り込み部数	刷り込みの場合の 新規・継続しの別	
（本筋押印・印影貸与時：公印管理者等処理）		
事前押印・印影貸与月	公印管理者・印影貸与年	
月	事前押印・印影貸与年	
（印影返却時：公印管理者等処理） ※刷り込み（新規）の場合はのみ使用		
印影返却年月日	公印管理者・印影貸与年 印影返却年月日	
（使用終了時：保管責任者記入欄）		
保管責任者	+ 各部を記載する際は、印影欄から新規 確認年月日	
保管責任者記入欄	= 印影・印影 印影・印影	
引渡し年月日	公印管理者 引渡し年月日	
引渡し年月日	使用終了確認 引渡し年月日	
上欄記載の部数が現物と一致していることを確認し、使用終了します。		

附 則

- この規則は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この規則による改正後の東京都公印規程別記第六号様式及び第七号様式の規定は、施行日以後に行う同規則第十一条の二第二項（同規則第十一条の三第二項において準用する場合を含む。）の申請について適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。

◎東京都規則第百号

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和七年三月三十一日 東京都知事 小池百合子

東京都震災復興本部の設置に関する条例施行規則（平成十年東京都規則第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「住宅政策本部及び中央卸売市場」を「都民安全総合対策本部、スポーツ推進本部、住宅政策本部、中央卸売市場及びスタートアップ戦略推進本部」に改めることとする。

別表スタートアップ・国際金融都市戦略室の項を削り、同表生活文化スポーツ局の項中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「及びスポーツ施設」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号中「、スポーツ」を削り、同号を同項第五号とし、同項の次に次のように加える。

都民安全総合対策本部	一 震災復興に係る治安、交通安全及び若年支援に関すること。
スポーツ推進本部	一 スポーツ施設の再開に関すること（他の局に属するものを除く。）。
	二 前号に掲げるもののほか、震災復興に係るスポーツ施策に関すること。
使用終了時点合計部	
使用終了時点合計部	

別表産業労働局の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 震災復興に係る国際金融都市・東京の実現に向けた施策及び外国企業誘致に係る

別表中央卸売市場の項の次に次のように加える。

スタートアップ戦略推進本部	一 震災復興に係るスタートアップ施策に関する事務（他の局に属するものを除く。）。
---------------	--

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第一百一号

東京都災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年東京都規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び危機管理監」を「、危機管理監及び危機管理副監」に改める。

第八条第一項の表スタートアップ・国際金融都市戦略室（スタートアップ・国際金融都市戦略室長）の項を削り、同表財務局（財務局長）の項第三号中「発行」を「発行等」に改め、同項第五号中「野外収用施設の建設工事」を「野外収容施設の設営」に改め、同表生活文化スポーツ局（生活文化スポーツ局長）の項中「生活文化スポーツ局（生活文化スポーツ局長）」を「生活文化局（生活文化局長）」に改め、同項第六号中「及びスポーツ施設」を削り、同項の次に次のように加える。

都民安全総合対策本部（都民安全総合対策本部長）

一 災害時における他の局の応援に関する事務。

スポーツ推進本部（スポーツ推進本部長）

一 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関する事務（他の局に属するものを除く。）。

二 災害時における他の局の応援に関する事務。

第八条第一項の表中央卸売市場（中央卸売市場長）の項の次に次のように加える。

スタートアップ戦略推進本部（スタートアップ戦略推進本部長）

一 災害時における他の局の応援に関する事務。

第九条の二 危機管理副監の分掌事務は、危機管理監の補佐に関する事務とする。

（危機管理副監）

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第一百二号

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

東京都国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（平成十八年東京都規則第百八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び危機管理監」を「、危機管理監及び危機管理副監」に改める。

別表第一スタートアップ・国際金融都市戦略室の項を削り、同表生活文化スポーツ局の項局名の欄中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改め、同項局長に充てる職の欄中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に改め、同項第五号中「及びスポーツ施設」を削り、同項の次に次のように加える。

都民安全総合対策本部（都民安全総合対策本部長）

一 武力攻撃災害時における他局の応援に関する事務。

スポーツ推進本部（スポーツ推進本部長）

一 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関する事務（他の局に属するものを除く。）。

二 武力攻撃災害時における他局の応援に関する事務。

都民安全総合対策本部	都民安全総合対策本部長	一 武力攻撃災害時における他局の応援に関する事務。
スポーツ推進本部	スポーツ推進本部長	一 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関する事務（他の局に属するものを除く。）。

別表第一 中央卸売市場の項の次に次のように加える。

スタートアップ 戦略推進本部	スタートアップ 戦略推進本部長	一 武力攻撃災害時における他局の応援に関すること。
-------------------	--------------------	---------------------------

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第百三号

東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則
東京都新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成二十五年東京都規則第二十
三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び危機管理監」を「危機管理監及び危機管理副監」に改める。

別表第一スタートアップ・国際金融都市戦略室の項を削り、同表生活文化スポーツ局
の項局の名称の欄中「生活文化スポーツ局」を「生活文化局」に改め、同項局長に充て
る職の欄中「生活文化スポーツ局長」を「生活文化局長」に改め、同項中第三号を削り、
第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項の次に次のように
に加える。

都民安全総合対策本部	都民安全総合対策本部長	一 都民生活の安全安心に関すること。 二 新型インフルエンザ等の発生時における 他の局の応援に関すること。
スポーツ推進本部	スポーツ推進本部長	一 新型インフルエンザ等の発生時における 他の局の応援に関すること。
戦略推進本部	戦略推進本部長	一 新型インフルエンザ等の発生時における 他の局の応援に関すること。

別表第一 中央卸売市場の項の次に次のように加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布す
る。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第百四号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成十八年東京都規則第二百
九十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条
例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

● 東京都規則第百五号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準
に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準
に関する条例施行規則（平成二十六年東京都規則第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第三項中「十年間」を「十二年間」に改める。

附則第四項中「十年間」を「十五年間」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百六号

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第十一項中「栄養士又は」を「栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

発 行	東京
電話	○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号	163-8001
定 價	本号
(郵送料を含む)	一箇月 六、六〇〇円
印刷所	三〇円
電話	三 鈴 印 刷 株 式 会 社
郵便番号	101-0051